
はじめに

一発合格まとめシートチェックテスト（以下、「本テスト」）をご覧ください、ありがとうございます。

著者は資格の学習を進めていくにあたっては、モチベーションの管理が特に重要だと思っています。

そして、モチベーションを維持するためには、いきなり資格合格を目指すのではなく、小テストで〇点取る！といったような、小さな目標を積み重ねていくことが重要だと思っています。

本テストは一発合格まとめシートに準拠した、ぜひ押さえておいていただきたい基本問題を中心に集めた問題集です。一発合格まとめシートのテキストの学習が終わった際にこちらを利用いただくことで、テキストでの学習内容の定着度を確認することができます。

テストを解いた後、もし間違えた問題があれば、ぜひその箇所のテキストに戻って復習するようにしてください。そうすることでテキストの内容をより確実に習得できるようになります。

本テストが、合格という大目標を達成するための1つの目標となれば幸いです。

令和7年6月1日

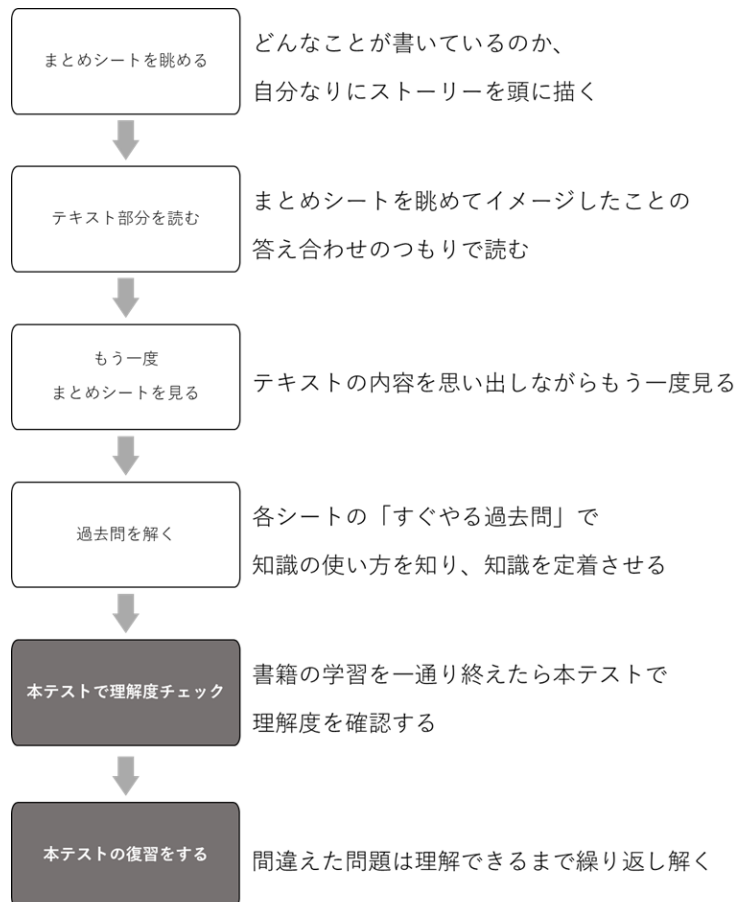
中小企業診断士

野網 美帆子

まとめシートと併せた効果的な使い方

本テストは、書籍「賃貸不動産経営管理士 一発合格まとめシート（以下、「書籍」）」の内容に準拠しています。書籍と併用した効果的な使い方をご紹介します。

▶ 書籍の学習から、本テストを受けるまでのステップ



書籍には、「すぐやる過去問コーナー」を設け、各シートに対応した過去問番号を掲載しています。1シートの学習が終わったら、すぐに対応する過去問に取り組むのがおすすめです。

学習と過去問演習を一通り終えたら、本テストに挑戦して理解度を確認しましょう。本テストでは、確実に得点したい基本的な問題のみを出題しており、書籍でしっかり学習した方なら、着実に得点できる構成になっています。

まずは本テストを解き、その後に解説を読みながら理解が不十分だった問題については、書籍の該当シートに戻って内容を確認してください。理解を深め、満点が取れるまで繰り返し復習することが、合格への近道です。

問 題

2025 年度 賃貸不動産経営管理士 一発合格まとめシート

チ ャ ッ ク テ ス ト

次の注意事項をよく読んでから、始めてください。

【注意事項】

- 解答時間は 120 分間です。
- 問題は 6 ページから 30 ページまでの 50 問（四肢択一式）です。
- 4 ページの解答用紙はマークシート形式です。本試験と同様に、B または HB の硬さの鉛筆（もしくはシャープペンシル）を使用して記入することをおすすめします。
- 正解は、各問題とも 1 つだけです。2 つ以上の解答をしたものは、正解としません。
- 賃貸不動産経営管理士本試験の試験時間中は筆記用具、腕時計、置時計以外の物は一切、使用できません。携帯電話を時計の代わりに使用することもできません。 本試験と同様の環境で実施することをおすすめします。

【問 5】賃貸住宅管理業法に基づく賃貸住宅管理業の登録に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 管理戸数が一時的にでも 200 戸を超えた時点で、登録を受けていなければ賃貸住宅管理業を営むことはできない。
- 2 賃貸住宅管理業者は、役員の氏名に変更があった場合、その日から 60 日以内に国土交通大臣に対して変更の届出を行う必要がある。
- 3 法人が破産手続開始の決定により解散した場合、法人を代表していた役員が、破産手続開始の決定日から 30 日以内に廃業等の届出をしなければならない。
- 4 負債の合計額が資産の合計額を超えている場合、直前 2 年の各事業年度において当期純利益が生じていたとしても、財産的基礎を有しない者とみなされて賃貸住宅管理業の登録を受けることはできない。

【問 6】賃貸住宅管理業者の業務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 賃貸住宅管理業者は、名義貸しをしてはならず、自らの名義で他人に賃貸住宅管理業を営ませる行為は禁止されている。
- 2 賃貸住宅管理業者は、受託した管理業務を他人に再委託することは原則として禁止されているが、再委託先が賃貸住宅管理業者であれば管理業務の全部を再委託することができる。
- 3 賃貸住宅管理業者に直接雇用されて賃貸住宅管理業務に従事する者のうち、一時的に業務に従事する者の従業者証明書の有効期間は、業務に従事する期間に限って発行することとされている。
- 4 賃貸住宅管理業者が、営業所または事務所ごとに備え付ける必要がある帳簿には、受託した管理業務の内容も記載事項になっているが、賃貸住宅管理業法上の管理業務に限らず、委託業務の内容も含めて記載することが望ましい。

解 説

- ▶ まずは 32 ページの正解一覧で採点を行ってください

50 問中何問正解だったか、1 問 1 点として得点を記録します。

- ▶ 33 ページからの解説を確認してください

間違った問題を中心に、解説を確認しましょう。

解説を読んでもわからなかった問題は、書籍の内容を復習しましょう。

解説ページには、問題文も掲載しています。

- ▶ 満点がとれるようになるまで、繰り返し演習しましょう

第1章 賃貸住宅管理と賃貸住宅管理業法

SHEET3 賃貸住宅管理業法の用語と登録制度

【問5】賃貸住宅管理業法に基づく賃貸住宅管理業の登録に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 管理戸数が一時的にでも200戸を超えた時点で、登録を受けていなければ賃貸住宅管理業を営むことはできない。
- 2 賃貸住宅管理業者は、役員の氏名に変更があった場合、その日から60日以内に国土交通大臣に対して変更の届出を行う必要がある。
- 3 法人が破産手続開始の決定により解散した場合、法人を代表していた役員が、破産手続開始の決定日から30日以内に廃業等の届出をしなければならない。
- 4 負債の合計額が資産の合計額を超えている場合、直前2年の各事業年度において当期純利益が生じていたとしても、財産的基礎を有しない者とみなされて賃貸住宅管理業の登録を受けることはできない。

正解： 1

参照元

第1章 賃貸住宅管理と賃貸住宅管理業法

SHEET3 賃貸住宅管理業法の用語と登録制度

ページ 36-39

解説

- 1 管理戸数が一時的にでも200戸を超えた時点で、登録を受けていなければ賃貸住宅管理業を営むことはできません。（正しい）
一時的にでも200戸を超える見込みがあれば、登録を受けることが適当とされています。
- 2 役員の氏名は、賃貸住宅管理業者の登録事項ですので、変更があった場合、国土交通大臣に対して変更の届出を行う必要があります。ただし、変更があった日から30日以内に行うものとされています。（誤り）
- 3 法人が破産手続開始の決定により解散した場合、破産管財人が、破産手続開始の決定日から30日以内に廃業等の届出をしなければなりません。（誤り）
- 4 賃貸住宅管理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない者は、賃貸住宅管理業の登録を受けることはできませんが、負債の合計額が資産の合計額を超えている場合でも、直前2年の各事業年度において当期純利益が生じているなど、負債の合計額が資産の合計額を超えていないことと同等である場合には財産および損益の状況が良好であると認められるため、登録を受けることができます。（誤り）